

市民のみなさんへ

庄 原 市

行政文書の発行について

令和5年9月5日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当
環境しょうばら		環境建設部 環境政策課
一日総合相談室開催のお知らせ		生活福祉部 市民生活課
令和6年度庄原市コミュニティ推進事業の募集		企画振興部 自治定住課
農業で儲けよう！野菜と花の栽培講座の開催		企画振興部 農業振興課
農業委員会だより		農業委員会
第22回市民グラウンド・ゴルフ大会(兼)第18回庄原市民健康つくりグラウンド・ゴルフ大会支部予選会 参加者の募集	表面	教育部 生涯学習課
総合体育館だより	裏面	
田園文化センターだより		田園文化センター
秋の全国交通安全運動		総務部 危機管理課

※各戸配布一覧は裏面にあります

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当
広報しょうばら9月号		総務部 行政管理課
高自治振興センターだより(高地区のみ)		高自治振興区
ふれあい掲示板(北地区のみ)		北自治振興区

◎ 行政文書のお問い合わせについて

市役所内の各課・センター・室・局・係へ直接電話できる直通電話を設置しています。

電話番号をご確認のうえ、担当課へ直接お問い合わせください。

〒727-8501 庄原市 総務部総務課総務法制係

電話番号 (0824)73-1123(直通) FAX (0824)72-3322

庄原市ホームページアドレス <http://www.city.shobara.hiroshima.jp>

庄原市電子メールアドレス shobara@city.shobara.lg.jp



環境しょうばら

No. 6

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和5年9月5日
発行元	環境建設部環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo-seisaku@city.shobara.lg.jp

飼い犬の手続きについて

犬の飼い主には・・・

1. 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
2. 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること
3. 現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすることが法律により、義務付けられています。

※これを行わない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金に処すると規定されています。

鑑札



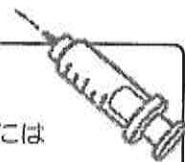
注射済票



●毎年狂犬病予防注射を受けさせていますか？

狂犬病は感染後、発症すると治療することができません。

しかし、予防注射をすることで感染は防げなくても、発症を予防することができます。生後91日以上の子犬には1年に1回の予防注射で免疫を補強させてあげましょう。



●飼い犬に犬の鑑札と注射済票を着けていますか？

犬の登録をした際には「鑑札」、狂犬病予防注射の接種を受けた際には「予防注射済票」が交付されます。

鑑札は「登録された犬」、注射済票は「狂犬病予防注射を受けた犬」であることを証明するための標識です。まだ鑑札と注射済票を着けていない飼い主さんは必ず飼い犬に着用してください。

※鑑札には登録番号が記載されているため、もし飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札から飼い主を探すことができます。

●飼い犬の登録は済んでいますか？



登録の目的は、犬の所有者を明確にすることです。生後91日以上でまだ登録手続きがお済みでない飼い主さんは登録をしていただく必要があります。登録は、環境政策課・支所・庄原市内・三次市内の動物病院で手続きが可能です。

●飼い犬の各種登録について

どんな時	手続き内容	費用
新しく犬を飼われた場合	新規登録が必要です。	新規登録料 3,000 円 (一頭につき)
鑑札を紛失された場合	鑑札の再発行が必要です。再交付手続きをしてください。	再発行手数料 1,600 円 (一頭につき)
他の市町村から庄原市へ転入した場合	転入手続きが必要です。愛犬の鑑札をご持参ください。	無料
庄原市から他市町村へ転出する場合	転出先の市町村で転入手続きが必要です。愛犬の鑑札を転出先の市町村にご持参ください。	無料
登録内容に変更があった場合	犬の死亡・登録事項変更届を提出してください。 ※犬の死亡は電話でも受け付け可能ですので、以下の連絡先までご連絡ください。	無料

●環境政策課(リサイクルプラザ) ☎(0824)72-1398

●西城支所地域振興室 ☎(0824)82-2181

●東城支所産業建設室 ☎(08477)2-5141

●口和支所地域振興室 ☎(0824)87-2113

●高野支所地域振興室 ☎(0824)86-2113

●比和支所地域振興室 ☎(0824)85-3003

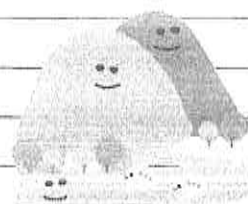
●総領支所地域振興室 ☎(0824)88-3065

生活排水対策をしましょう

～あなたも当事者。生活排水が河川や湖沼、海の水を汚しています～

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。1人が1日に使う水の量は約 250ℓ にのびます。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。この生活排水は、雲となり、雨となり、再びあなたのもとへやってきます。そのときのために、使った水を少しでもきれいに流してみましよう。

台所では
・米のとぎ汁は養分を含んでいるので、肥料として植木の水やりに活用しましょう。
・食器を洗う前には油汚れなどは拭き取りましょう。
・残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力をしましょう。
お風呂では
・髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張って、取り除きましょう。
・シャンプー、リンスを使いすぎないようにしましょう。
洗濯では
・くず取りネットを取り付けて、細かいごみを取りましょう。
・洗剤は計量スプーンで計り、適量を守りましょう。



省エネのポイント



	省エネ効果	節約金額	CO2 削減
① 冷房時の室温を 27℃から 28℃にした場合(※1)	30.2kwh	940 円	14.8kg
② エアコンの使用時間を 1 日 1 時間減らした場合(※2)	18.8kwh	580 円	9.2kg
③ フィルターをこまめに掃除した場合(月 2 回程度)	32.0kwh	990 円	15.6kg

※数値は年間です。(資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト」より引用)

※1 (外気温 31℃の時・使用時間 9 時間) ※2 (設定温度:28℃)

省エネ豆知識

エアコンはこまめにオンオフしないほうが省エネ?

エアコンは設定温度に達するまでに大きな電力を使い、そのあとは比較的小さな電力で室温を保ちます。そのため、頻繁なオンオフは省エネにならないことがあります。たとえば「30分間運転と5分停止」を5回繰り返した場合の消費電力量は、連続で運転した場合に比べて約3割多いというデータがあります。

環境標語(令和4年度環境標語コンクール)

広げよう 未来につなぐ エコ活動

高小学校5年 清水 裕都



暮らしの困りごと何でも 一日総合相談室

広島県・庄原市・総務省中国四国管区行政評価局共催

法律問題、遺言、相続、成年後見、登記・戸籍、道路・河川など
様々なご相談に応じます！（くわしくは裏面をご覧ください）

◆弁護士、司法書士

◆行政機関（国、県、市）

などが対応します！お気軽にお越しください！

相談は、無料・秘密厳守・予約不要です。



行政相談マスコット
キクーン

相談員（機関）：広島法務局三次支局、三次年金事務所、広島県北部建設事務所庄原支所、庄原市、消費生活相談員、生活安全相談員、
弁護士、司法書士、社会保険労務士、人権擁護委員、行政相談委員、総務省行政相談センターきくみみ広島

※相談員（機関）は、変更する場合があります。

とき

10月5日（木） 13:00～16:00

※受付は、15時30分まで

ところ

庄原市役所 本庁舎 5階

（広島県庄原市中本町1丁目10番1号）

※ 来場者多数の場合、お待ちいただくことや、相談いただけないことがありますのでご了承ください。

※ お一人当たりの相談時間は30分以内です。また、問題解決をお約束するものではありません。

お問合せ先：庄原市生活福祉部市民生活課市民生活係 電話：(0824)73-1154 FAX：(0824)73-1247

メール：simin-seikatsu@city.shobara.lg.jp

総務省中国四国管区行政評価局

電話：(082)228-6173

令和5年度「一日総合相談室(庄原会場)」

相談機関・相談内容一覧

相談機関名	相談内容
中国四国管区行政評価局 行政相談委員	国や特殊法人などの業務全般に関する苦情・要望・問い合わせについて
広島法務局三次支局	登記・戸籍・供託・人権擁護に関することについて
三次人権擁護委員協議会 庄原支部会	人権問題に関することについて
日本年金機構 三次年金事務所	国民年金・厚生年金の受給、加入について
広島県北部建設事務所 庄原支所	道路・河川などの管理などについて
広島弁護士会三次地区会	賃貸に関するトラブル、交通事故、貸金請求、労働トラブル、離婚、刑事事件、相続・遺言、成年後見、多重債務、悪徳商法など弁護士が相談を受けることのできるもの
広島司法書士会三次支部	相続、遺言、不動産の登記、会社の登記、成年後見など司法書士が相談を受けることができる法律問題全般
広島県社会保険労務士会 三次支部	働くときのルール、労働条件や社会保険に関すること、いじめ・嫌がらせ、成年後見について
庄原市消費生活相談員	訪問販売による購入、クーリングオフ、身に覚えのない請求、など消費生活に関することについて
庄原市生活安全相談員	生活の安全確保に関すること、防犯対策、事故防止活動などについて
庄原市	市行政全般について

※相談員(機関)は、変更する場合があります。

令和6年度 庄原市コミュニティ推進事業の募集



■コミュニティ推進事業とは

コミュニティの健全な発展や宝くじの普及広報を目的に、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を利用する制度で、自治振興区等のコミュニティ組織が地域づくりのために実施する事業に対し助成するものです。

■助成事業の主な採択要件

- ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- ・令和6年4月1日以降に実施し、令和7年3月31日までに完了するもの。

■申請期限

令和5年9月29日（金）

■助成対象団体

市がコミュニティ活動を行っているとする自治会、小集落、自治振興区、自主防災組織等の地域に密接したコミュニティ組織。あくまで地域で活動する団体が対象であり、特定の課題や目的のために設立された団体（PTA、体育協会等）は対象外となります。

■助成事業の種類

事業の種類と助成額	事業内容（対象経費）	申請先
一般コミュニティ助成事業 【100万円以上250万円以内】	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外。 （整備の例） 組立式ステージ、音響設備、いす、テーブル、視聴覚機器、除雪機、太鼓、スポーツ用具など	自治定住課 (0824-73-1209)
コミュニティセンター助成事業 【対象事業費の5分の3以内 1,500万円を上限】	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に要する経費。（認可地縁団体名義での、建物の保存登記が必要。）ただし、土地の取得・造成費は除く。	
地域防災組織育成助成事業 【30万円以上200万円以内】	自主防災組織、女性消防隊、少年消防クラブ等が行う地域の防災活動に必要な設備又は資器材等の整備に要する経費。	危機管理課 (0824-73-1206)
青少年健全育成助成事業 【30万円以上100万円以内】	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。	児童福祉課 (0824-73-0051)

申請に対する助成事業の採択は、一般財団法人自治総合センターが決定します。
申請すれば必ず採択されるといったものではありませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

庄原市企画振興部自治定住課自治振興係

TEL：(0824) 73-1209 FAX：(0824) 72-3322

E-mail：jichi@city.shobara.lg.jp





農業で儲けよう！



野菜と花の栽培講座

庄原市では、農産物出荷の拡大による農業収入の増加を目指す取り組みを進めており、その一環として庄原市営農指導員による野菜と花の栽培講座を開催します(通年で5回開催予定です)。

第3回の講座については下記のとおりとなりますので、興味がある方や、意欲がある方は、この機会にぜひご参加ください！

参加費は無料ですので、参加を希望される方は、裏面の申込先までご連絡ください(参加登録には、氏名・住所・連絡先が必要です)。

開催日時・開催場所

第3回

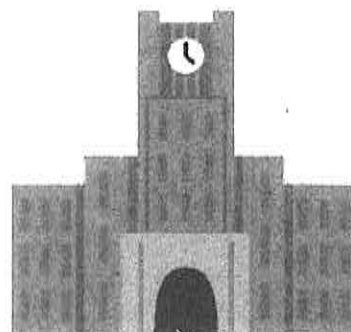
広島県立農業技術大学校 での見学会

◆日時：令和5年10月4日(水)13:30～15:30

◆場所：広島県立農業技術大学校

※先着20名が定員となります。

※当日は、汚れても大丈夫な靴でお越しください(少雨決行)。



<開催場所案内図>



※当日は、会場（上図の★地点）へ直接ご来場ください。

※当日に、発熱・風邪の症状がある方は参加をお控えください。

※本講座は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、日程の変更又は中止する場合があります。

申込先

庄原市企画振興部農業振興課 電話：0824-73-1131 FAX：0824-72-3322

メール：nougyo@city.shobara.lg.jp

西城支所地域振興室（0824-82-2181）高野支所地域振興室（0824-86-2113）

東城支所産業建設室（08477-2-5008）比和支所地域振興室（0824-85-3003）

口和支所地域振興室（0824-87-2113）総領支所地域振興室（0824-88-3065）

令和5年9月5日



農業委員会だより

第2号

庄原市農業委員会

電話：0824-73-1133

農地と登記の無料相談会について

令和5年度の「農地と登記の無料相談会」を次の日程で開催します。
相談内容に応じて、専門家がわかりやすく説明しますので、お気軽にお越しください。

◆と き 令和5年10月2日(月)
午後1時30分 ～ 午後4時

◆ところ (庄原会場) 庄原市役所 5階 第1委員会室
(口和会場) 庄原市役所 口和支所 1階 会議室

◆主 催 広島県行政書士会備北支部
広島県土地家屋調査士会三次支部
広島司法書士会三次支部
広島法務局三次支局
庄原市農業委員会



◆相談内容

- 1 不動産の登記・抵当権に関すること。
- 2 相続・遺言・公正証書に関すること。
- 3 土地の境界・表示に関する全般・公共用財産（赤線・青線）に関すること。
- 4 不動産の売買・賃貸借・交換に関すること。
- 5 農地の転用に関すること。
- 6 農地の貸し借りに関すること。
- 7 法人の設立に関すること。
- 8 行政官庁への許認可手続きに関すること。
- 9 その他土地・登記などでお困りのこと。

※法務局(登記関係)への相談については庄原会場で受け付けます。

農地パトロール（利用状況調査）を実施します。

農業委員会では、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見を目的に、市内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施します。

調査は、6月から11月にかけて農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員が農地を見回り、耕作の状況などを確認し、「遊休農地」になっていないかどうかを判断します。

遊休農地と判断した場合は利用意向調査を行う場合がありますので、調査へのご協力をお願いいたします。

農地を適正に利用・管理しましょう。

改正農地法（平成21年12月施行）では、農地の権利を有する者の適切な利用・管理の責務規定が設けられております。（農地法第2条の2）

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるなど、近隣農業者や周辺住民に迷惑となる可能性があります。

引き続き農地の適正な利用・管理をお願いします。

農地法に基づく農地転用手続きなど農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

農地の貸付けや譲渡、売買、転用などの農地に関することは、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。

農地の遊休化を防ぐには、「地域計画」などの地域の話し合いを通じて、農地の有効利用、担い手への農地集積、新規参入の促進を図ることや、農家の経営改善を図るための支援が重要となります。農業委員会はそのような地域の農地利用の最適化が図られるよう努めています。

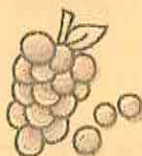
お問い合わせ先：農業委員会事務局

電話番号：0824-73-1133 FAX:0824-72-3322

メールアドレス:nougyou@city.shobara.lg.jp

第22回市民グラウンド・ゴルフ大会(兼) 第18回庄原市民健康づくりグラウンド・ゴルフ大会支部予選会

参加者の募集



令和5年9月5日

庄原市スポーツ協会

庄原支部事務局

電話(0824)72-6880 ファク(0824)72-8001

Eメール taikyou@shobara.sakura.ne.jp

庄原市教育委員会教育部

生涯学習課生涯学習係

電話(0824)73-1188 ファク(0824)73-1254

Eメール syogaigakusyu@city.shobara.lg.jp

目的 市民の誰もが、いつでもどこでもいつまでもスポーツに親しみ、健康・体力づくりや仲間づくりができる生涯スポーツ社会の実現を目標に、世代・地域間の連携をより密にし、市民スポーツの振興を図ることを目的とする。

日時 令和5年9月30日(土) 少雨決行(予備日10月7日 土曜日)

受付8時30分～ 開会式9時00分 閉会式13時00分(予定)

庄原市田総の里スポーツ公園グラウンド・ゴルフ場(庄原市総領町稲草)

主催 庄原市スポーツ協会庄原支部

主管 庄原グラウンド・ゴルフ協会

対象者 旧庄原市に在住する方で、年齢は問いません。

募集人員 先着112名 組み合わせスタート順は主催者で決定します。

参加費 無料

競技方法 個人戦で、2コース4ラウンド32ホールの合計打数で順位を決定します。

種目 一般男性の部・一般女性の部

表彰 優勝から第3位まで その他ラッキー賞・ホールインワン賞・参加賞等あります。

その他 ① 少雨決行ですので、雨具等を用意してください。

② 競技中の傷害については応急処置のみとし、補償は傷害保険の範囲内とします。

③ 男女成績上位者各25名は、10月21日(土)開催の「第18回庄原市民健康づくりグラウンド・ゴルフ大会」へ庄原支部の代表選手として出場していただきます。



申し込み先・問い合わせ先

参加申込書は、次のいずれかへ郵送・FAXまたは持参にてお願いします。

庄原市スポーツ協会庄原支部	〒727-0013	庄原市西本町四丁目3-2 (庄原市総合体育館内)
		電話 0824-72-6880 FAX 0824-72-8001
庄原市教育委員会教育部	〒727-8501	庄原市中本町一丁目10番1号
生涯学習課生涯学習係		電話 0824-73-1188 FAX 0824-73-1254

申込み期限: 令和5年9月26日(火)必着、または定員になり次第締め切ります。

※参加申込書は、生涯学習課・庄原市総合体育館・各自治振興センターにあります。

総合体育館だより

ホームページ



soutai.sakura.ne.jp

X (旧 Twitter)



@shobara1993

LINE
公式アカウント



@166bbqjr

Facebook



@shobara.gym



令和 5 年 9 月 5 日 発行

庄原市総合体育館

管理者 庄原市総合サービス(株)

TEL(0824)72-8000 / FAX(0824)72-8001

sakura-arch@guitar.ocn.ne.jp

庄原市教育委員会教育部

生涯学習課生涯学習係

TEL(0824)73-1188 / FAX(0824)73-1254

syogaigakusyu@city.shobara.lg.jp

体育館感謝祭テニス大会のお知らせ

【日 時】 10月8日(日) 8:30~18:00 ※予備日 10月15日(日)

【会 場】 庄原市テニスコート(全面)

【参加資格】 中学生以上のペア

【種 目】 硬式テニス ・男子ダブルスの部 ・女子ダブルスの部

【試合方法】 試合方法・組み合わせは、参加人数により、主管者が決定します。

【参 加 料】 1 組 1,000 円(賞品代として)

【申し込み】 ・申込用紙を記入のうえ、10月1日(日)までに総合体育館にお申し込みください。

・電話、FAX、ウェブページからも申し込み可能です。

・参加料は当日、大会受付でお支払いください。

【注意事項】 ・受付は8:30~8:50の間に済ませてください。

・全ての試合をセルフジャッジとします。

・事故・怪我については、応急処置のみとします。

・雨天の場合は、当日8:00~8:30に総合体育館までお問い合わせください。

お申込みはこちらから



トレーニング器具の紹介

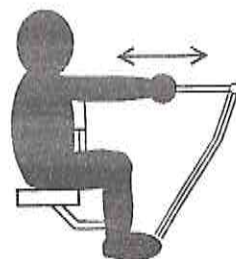
総合体育館のトレーニング室には、重りの調整がワンタッチでできるウエイトスタック式の筋力トレーニング器具が8種類、設置してあります。そのうちの、2種類を紹介します。

※トレーニング室の使用には、講習会の受講が必要です。

アッパーローイング

椅子に座った状態で左右のバーを握り、バーを引き寄せて戻すトレーニングです。鍛えるのが難しい背中に効くトレーニングで、姿勢の改善などの効果が期待できます。

●発達する主な筋肉…広背筋・三角筋・僧帽筋・上腕屈筋



ショルダープレス

椅子に座った状態で、肩の位置で左右のバーを握り、上に押し上げるトレーニングです。肩まわりを鍛える運動で、比較的簡単な動作のため、初心者にもおすすめのトレーニングです。

●発達する主な筋肉…上腕三頭筋・三角筋・僧帽筋



[illegible]

★☆☆☆☆

新着図書案内

*新着図書の一部を紹介します。

インターネット予約が便利です！

これまでは、貸出中の資料のみ予約可能でしたが、すべての資料（禁帯出除く）が予約できるようになっています。図書館のHPから、ぜひご利用ください。

〔図書館 HP〕 <http://www.shobara-lib.jp/>

新しい本が入りました！

一般書

青瓜不動	宮部 みゆき // 著
チンギス紀 17	北方 謙三 // 著
鷹の惑い	堂場 瞬一 // 著
何が投票率を高めるのか	松林 哲也 // 著
天災ものがたり	門井 慶喜 // 著
八月の御所グラウンド	万城目 学 // 著
サクラサク、サクラチル	辻堂 ゆめ // 著
可燃物	米澤 穂信 // 著
死者の試写会へようこそ	赤川 次郎 // 著
霜月記	砂原 浩太郎 // 著
信長の遺書	山本 音也 // 著
アガタ	首藤 瓜於 // 著

児童書

読書バリアフリー	読書工房 // 編著
みんなが知りたい!化石のすべて	「化石のすべて」編集室 // 著
水はどこからやってくる?	浜田 久美子 // 著
コグニのはじまり	いとう ひろし // 著
ほたとワタルの物語	小手鞠 るい // 作
ねこぜ山どうぶつ園	角野 栄子 // 作
猫丸神社のひみつ	西村 友里 // 作
りょこうのおばけずかん	斉藤 洋 // 作

えほん

かっぱまきください!!	まつなが もえ // 作
心をひらいて、音をかんじて	シャノン ストッカー // 文
おかえり、フク	北川 チハル // 作
トットちゃんの15つぶのだいず	黒柳 徹子 // 原案
あてっこどうぶつずかん だれ	あべ 弘士 // 作 絵
海にしずんだクジラ	メリッサ スチュワート // 文
うかぶかな?しずむかな?	川村 康文 // 文
はっぱのほん	いわさ ゆうこ // 著
つきみのまつり	羽尻 利門 // 作

10代のおみなさんへ! YA (ヤングアダルト)

フツウと違う少数派のキミへ	鈴木 慶太 // 著
夜空にひらく	いとう みく // 著
14歳のヒロシマ	梶本 淑子 // 著

ようこそ! 電子図書館へ

今月のおすすめ 電子図書

まだまだ暑い日が続きますが、体調管理にはお気を付けください。今回は体調管理に役立ちそうな本を紹介します。

働く人の疲れをリセットする快眠アイデア大全

著者:菅原 洋平



ハーブティーブレンド 100 お悩みに別ころとからだを癒すレシピ

著者:しばた みか



まずはみんなで**安全確認!**

みんなで守ろう**交通ルール**



令和5年9月21日(木)～9月30日(土)
秋の全国交通安全運動

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビヨン」



こどもと高齢者を
始めとする歩行者
の安全の確保



夕暮れ時と夜間の
交通事故防止及び
飲酒運転等の根絶



自転車等のヘルメット
着用と交通ルール遵守
の徹底



内閣府
交通安全対策
オフィシャル
サイト

庄原市 総務部 危機管理課
Email:kiki@city.shobara.lg.jp

電話:(0824) 73-1206
FAX:(0824) 73-1515

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

みんなで交通ルールを守って事故ゼロにしよう!



こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保



左右を確認しよう!

歩行者も交通ルールを守ろう!

歩行者が道路横断中の交通事故が多発しています。信号は必ず守りましょう。横断歩道では必ず止まり、左右の安全を確かめてから渡りましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。

反射材を活用しよう!

地域・家庭で、日頃から通学路や生活道路等の安全を確かめましょう。夕暮れ時や夜間の時間帯には反射材を身に付けて、自分の存在をアピールしましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶



歩行者を優先しよう!
早めにライトを点灯しよう!

横断歩道は歩行者優先! 夕暮れ時は早めのライト点灯を!

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って運転をしましょう。また、秋になると日没時間が早まります。夕暮れ時は、早めのライト点灯を心掛けましょう。

お酒を飲んだら運転しない、 させない! 妨害運転しない!

飲酒運転は、極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持ち、飲酒運転を根絶しましょう。また、妨害運転(いわゆるあおり運転)も絶対にやめましょう。



飲酒運転はダメ!

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



ヘルメットを着用しよう!

自転車も特定小型原動機付自転車も ヘルメット着用!

自転車のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高くなります。自転車を利用するときは、ヘルメットを必ず着用しましょう。また、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に乗るときも、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

令和5年9月21日(木)～9月30日(土)

秋の全国交通安全運動

